

# ○山梨県警察車両運転技能検定に関する訓令

〔昭和42年2月10日〕  
本部訓令第2号

〔沿革〕 平成4年7月本部訓令第12号

平成18年9月本部訓令第21号

平成25年4月本部訓令第8号

平成15年8月本部訓令第10号

平成20年6月本部訓令第11号

平成26年3月本部訓令第11号

## （概要）

この訓令は、山梨県警察職員の警察車両運転技能検定の実施について必要な事項を定め、もつて職員の運転技能の向上と交通事故の防止を図ることを目的とするものである。